

避難確保計画にもとづく訓練の実施報告が義務化されました！

- ・河川氾濫等の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設には、避難確保計画の作成及び市町村長への報告義務、訓練の実施及び市町村長への報告義務があります。（水防法第15条の3）
- ・実効性のある訓練実施のため、自衛消防訓練等他の訓練実施の機会に、合わせて水防法上の避難確保計画に基づく訓練の実施をお勧めします。

水防法に基づく訓練の種類と訓練の実施方法

訓練の種類（例）

- ・立退き避難訓練、屋内安全確保訓練
 - ・避難経路の確認訓練
 - ・情報収集、情報伝達訓練
 - ・図上訓練
 - ・設備や装備品、備蓄員、持ち出し品等の確認訓練 等
- ※ 詳しい訓練の実施方法については、下記の国土交通省作成の「避難訓練実施ガイド参考資料」等をご覧ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/cmsfiles/contents/0000409/409706/kunnrennsannkousiryou.pdf>

避難確保計画にもとづく訓練実施報告書の提出先等

提出物：訓練実施報告書（様式は下記大阪市HP「水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」5.訓練実施報告 参照）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>

提出先：大阪市危機管理室分室（大阪市役所5階）

電話：6208-7376、7492

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

提出先メールアドレス：hinan-kakuho-keikaku@city.osaka.lg.jp

※上記提出先へ持参、郵送もしくはメールにより提出ください。